

平成 20 年 4 月 17 日

各 位

会 社 名 アイティメディア株式会社
代表者名 代表取締役社長 大槻利樹
(コード番号 2148 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 工藤 靖
(TEL 03- 5293 - 2612)

内部統制システム構築の基本方針の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 4 月 17 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改訂することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。(変更箇所は、下線で示しております。)

記

(1) 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①内部監査

内部監査室は、事業活動全般にわたり、「内部監査規程」に基づく業務監査を実施することにより、法令・定款・企業倫理及び社内規則等の遵守を確保しております。

②コンプライアンス体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針」及び「企業行動基準」を定め、その徹底を図るために、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、活動推進部門を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施しております。

③内部通報制度

コンプライアンス上、疑義ある行為について取締役及び使用人が社内の通報窓口（総務人事部）あるいは社外の弁護士・専門家を設置し、社内に通報できる内部通報制度を制定しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理しております。取締役及び監査役から閲覧の要請があった場合は速やかに閲覧に供することとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理委員会

組織横断的なリスクについては、社長を委員長とする「危機管理委員会」を設置するとともに、「危機管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築しております。また、リスクのうちコンプライアンス、及び情報セキュリティに関しては、「情報セキュリティ規程」に基づき、情報セキュリティ責任者であるチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー(CISO)を選任するとともに、CISOを長とする情報セキュリティ委員会を設置し、情報の保存および管理に関する体制を整備しております。なお、新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応するものとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

以下に定める方法により、取締役の職務の執行の効率性を確保しております。

- ① 取締役及び使用人が共有する全社的な目標を単年度・中期に定め、この浸透を図るとともに、目標を具体化するための業績目標及び予算を設定した経営計画を策定しております。
- ② 各部門を担当する取締役は、各部門が目標を達成するために実施すべき具体的な施策及び権限移譲を含めた効率的な業務遂行体制を決定しております。
- ③ 月次業績はITシステムを積極的に駆使し迅速に管理会計データ化し、経営会議、担当取締役、取締役会に報告しております。
- ④ 取締役会は、毎月、計画の進捗状況を確認・分析し、目標未達の場合には、その要因を排除・低減する改善策を報告させております。
- ⑤ 上記④の議論を踏まえ、各部門を担当する取締役は各部門が目標を達成するために実施すべき具体的な施策及び権限移譲を含めた効率的な業務遂行体制を改善しております。
- ⑥ 反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、組織全体で毅然とした姿勢で対応しております。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」を定め、同規程に基づく当社への決裁・報告制度によりグループ各社の経営管理を行なっております。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとしております。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行なうものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保することとしております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は当社及びグループ各社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告しております。監査役は経営会議、情報セキュリティ委員会、内部監査報告会、財務会議等の重要会議に出席し（欠席の場合は議事録の回付）、重要な稟議書・報告書の回付により報告を行うものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社及びグループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく個別に報告することとし

ております。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めております。

- ② 監査役は、会計監査人、内部監査部門、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保しております。 また、監査役は代表取締役社長、会長と定期的に意見交換を行なっております。

(8) 財務報告にかかる内部統制の整備及び運用に対する体制

- ① 経営企画部は、当社の財務報告の信頼性を担保し、金融庁より平成 18 年 6 月に公布された金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示のもと財務報告にかかる内部統制を整備し、運用する体制構築を行なっております。なお、体制構築及び制度の運用に関してはプロジェクトチームを編成し、全社横断的な各部門の協力体制により行なっております。
- ② 取締役会は、財務報告にかかる内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視しております。

以 上